

公 示 送 達 書

下記の情報により特定される書類を令和8年4月30日発送しましたが、返戻されたため当県税事務所に保管してありますので、申出があれば、いつでも交付します。

地方税法第20条の2第2項の規定により公告します。

令和8年 8月 7日

山口 県税事務所長



記

送達すべき書類を特定するために必要な情報	送達を受けるべき者の氏名
令8山税第250-1号 令和8年8月7日	鈴吉 達郎
令8山税第250-2号 令和8年8月7日	押尾 里士
令8山税第250-3号 令和8年8月7日	株式会社SUZUKISOUKEN
令8山税第250-4号 令和8年8月7日	DICCHOFF OGUINO JORGE MIGUEL
令8山税第250-5号 令和8年8月7日	KAGAWA BITUIN MARQUEZ
令8山税第250-6号 令和8年8月7日	本丸 友吾
令8山税第250-7号 令和8年8月7日	中村 虎聖
令8山税第250-8号 令和8年8月7日	岡 節生
令8山税第250-9号 令和8年8月7日	安光 裕馬
令8山税第250-10号 令和8年8月7日	河野 義彦
令8山税第250-11号 令和8年8月7日	安藤 真俊
令8山税第250-12号 令和8年8月7日	鈴木 俊一
令8山税第250-13号 令和8年8月7日	鈴木 俊一